

# 池田市議会委員会傍聴規程

制 定 平 8.12. 2 議会規程 2

(目的)

**第1条** この規程は、池田市議会の委員会の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴人の数)

**第2条** 傍聴人の数は、5人以内とする。

(傍聴の手續)

**第3条** 委員会を傍聴しようとする者（報道関係者を除く。）は、議会事務局で自己の住所及び氏名を委員会傍聴申込書に記入し、申し込まなければならない。

2 委員長は、前項の申込みを受けたときは、特別の事情のない限り、第2条に規定する傍聴人の数の範囲内で、傍聴人に対して委員会傍聴許可証を交付するものとする。

3 委員長が前項の許可をする際、第2条に規定する傍聴人の数を超過している場合は、抽選により許可するものとする。

4 報道関係者が傍聴しようとするときは、議会事務局に申し出るものとする。

(委員会傍聴許可証)

**第4条** 委員会傍聴許可証の交付を受けた者は、当日に限り傍聴することができる。

2 傍聴を終え退場しようとするときは、委員会傍聴許可証を返還しなければならない。

(準用)

**第5条** この規程に基づく委員会の傍聴に関しては、池田市議会傍聴規則（平

成 8 年池田市議会規則第 1 号。以下「傍聴規則」という。) 第 7 条 (傍聴席に入ることができない者)、第 8 条 (傍聴人の守るべき事項)、第 9 条 (傍聴人の退場) 及び第 10 条 (係員の指示) の規定を準用し、準用する傍聴規則の規定中「議長」とあるのは「委員長」と、「議場」とあるのは「委員会室」と読み替える。

(違反に対する措置)

**第 6 条** 傍聴人がこの規程に違反し、又は委員長の指示に従わず、委員会の秩序を乱すおそれがあるときは、委員長は、これを退場させることができる。

(委任)

**第 7 条** この規程に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

#### 附 則

この規程は、平成 8 年 12 月 2 日から施行する。